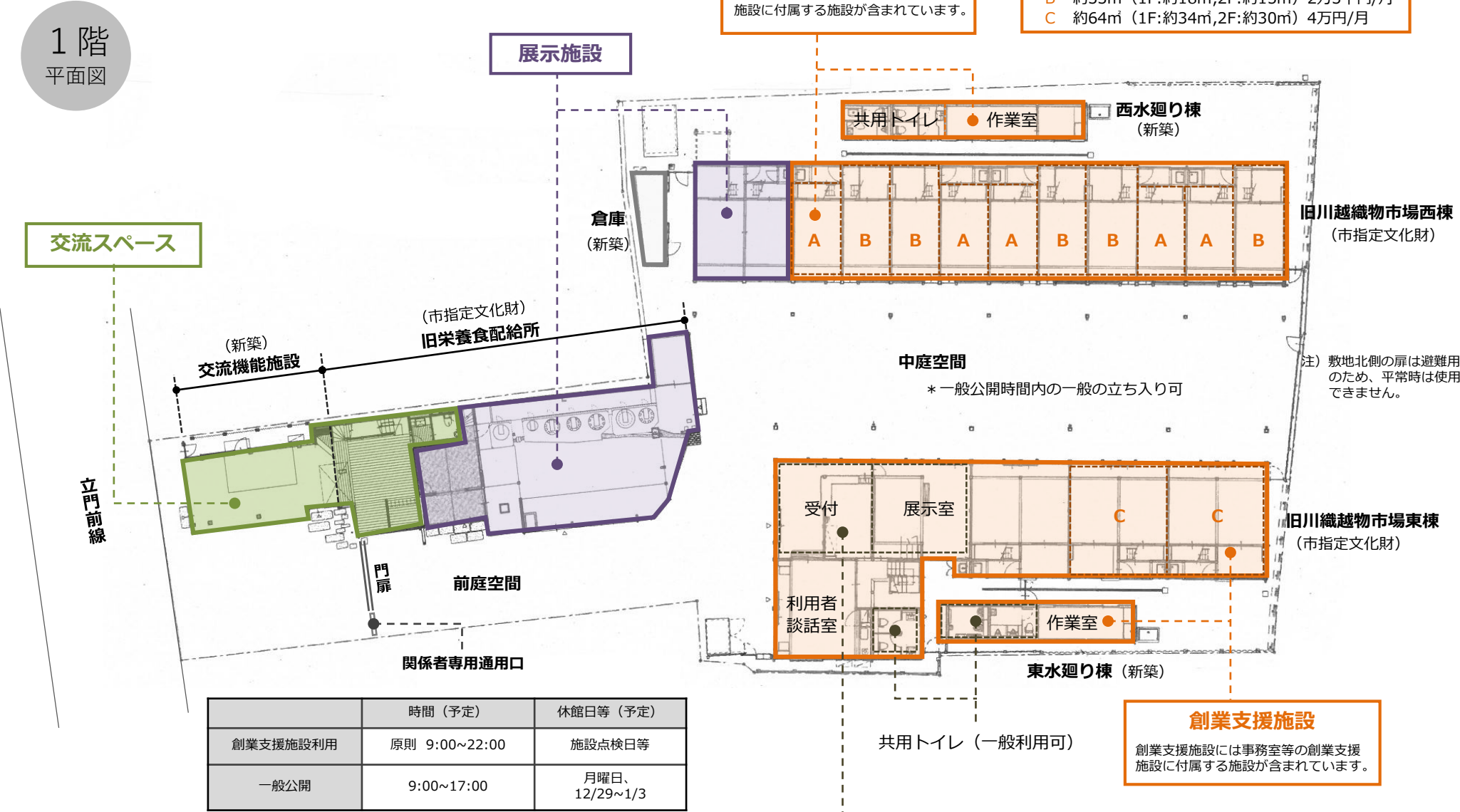


入居者募集用資料 ゾーニング図

創業支援施設：原則、創業支援施設入居者（クリエイター）、施設職員のみ立ち入りとなるエリア
 展示施設：一般の立ち入り可能なエリア（ただし、2階は一般の立ち入り不可）
 交流スペース：一般の立ち入り可能なエリア（ただし、2階は一般の立ち入り不可）

1階
 平面図

交流スペース



創業支援施設
 創業支援施設には事務室等の創業支援施設に付属する施設が含まれています。

創造的活動室
 A 約31㎡ (1F:約16㎡,2F:約15㎡) 2万2千円/月
 B 約33㎡ (1F:約18㎡,2F:約15㎡) 2万3千円/月
 C 約64㎡ (1F:約34㎡,2F:約30㎡) 4万円/月

展示施設

旧川越織物市場西棟
 (市指定文化財)

旧川越織物市場東棟
 (市指定文化財)

注) 敷地北側の扉は避難用のため、平常時は使用できません。

中庭空間
 * 一般公開時間内の一般の立ち入り可

	時間 (予定)	休館日等 (予定)
創業支援施設利用	原則 9:00~22:00	施設点検日等
一般公開	9:00~17:00	月曜日、12/29~1/3

* 一般公開の時間外及び休館日は、出入口を門扉で閉鎖
 (創業支援施設入居者は、専用通用口の施錠・解錠が可能)

創業支援施設
 創業支援施設には事務室等の創業支援施設に付属する施設が含まれています。

受付、企画展示室 (一般の立ち入り可)

創業支援施設：原則、創業支援施設入居者（クリエイター）、施設職員のための立ち入りとなるエリア

展示施設：一般の立ち入りが可能なエリア（ただし、2階は一般の立ち入り不可）

交流スペース：一般の立ち入りが可能なエリア（ただし、2階は一般の立ち入り不可）

2階
平面図

